

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 6 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
さより機船船びき網漁業	1	同上	三浦市南下浦町松輪剣埼突端正南線から川崎市地先に至る神奈川県海面。ただし、共第 1 号共同漁業権以外の共同漁業権の漁場の区域（共第 2 号共同漁業権の漁場の区域のうち共第 1 号共同漁業権の漁場の区域と重複する区域を除く。）を除く。	11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	横須賀市走水大津に漁業根拠地※を有する者のうち、共第 1 号共同漁業権の漁場の区域においてさより機船船びき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	1 夜間（日没から日の出までの間）は、操業してはならない。 2 漁具の規模は次のとおりとする。 (1) 網（袖網を含む）の全長 29 メートル以下 (2) 袖網の長さ 10 メートル以下 (3) 網口の幅 12 メートル以下 (4) 網口の高さ又は袖網口の高さ 3 メートル以下 3 表層以外、曳網してはならない。	令和 5 年 10 月 2 日から同年 11 月 1 日まで	令和 5 年 11 月 26 日から令和 8 年 6 月 25 日まで

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

同上	1	同上	東京内湾の神奈川県海面。 ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	同上	横浜市中区錦町に漁業根拠地を有する者	同上	同上	令和5年 12月8日 から令和 8年6月 25日まで
同上	1	定めなし	横須賀市久里浜地先海瀬島灯標正東線から平塚市唐ヶ原地先にある花水川橋橋脚南東端より正南線に至る神奈川県海面。 ただし、次の区域を除く。 1. 共第7号共同漁業権以外の共同漁業権の漁場の区域。 2. 藤沢市江の島にある江の島展望灯台正南線以西の海面のうち、横須賀市長ヶ崎突端と中郡大磯町大磯港西防波堤灯台を結んだ線及び江の島展望灯台と足柄下郡箱根町二子山凹点を結んだ線以北の海面の区域。	同上	横須賀市佐島に漁業根拠地を有する者のうち、共第7号共同漁業権の漁場の区域においてさより機船船びき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	1 夜間(日没から日の出までの間)は、操業してはならない。 2 漁具の規模は次のとおりとする。 (1)網(袖網を含む)の全長 29メートル以下 (2)袖網の長さ 10メートル以下 (3)網口の幅 12メートル以下 (4)網口の高さ又は袖網口の高さ 3メートル以下 3 表層以外、曳網してはならない。 4 他の漁業の操業を妨げてはならない。	同上	令和5年 11月27日 から令和 8年6月 25日まで